

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

契約書

社会福祉法人 白鳳会
小規模多機能型事業所 一樹

利用契約書

(小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護)

_____様 (以下「利用者」と言います) と 社会福祉法人 白鳳会 (以下「事業者」と言います) が運営する小規模多機能 一樹 (以下「事業所」と言います) が、利用者に対して行う小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービス等のサービスを提供し、利用者はそのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約の期間)

この契約の有効期間は、契約を結んだ日から利用者の要介護認定の有効期限満了の日までとします。ただし、契約期間満了の 7 日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れが無い限り本契約は自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (介護計画書の作成・変更)

- 1 事業者の管理者は、事業所の介護支援専門員に利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画 (以下「介護計画」という)。の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した居宅サービス計画及び介護計画を作成します。
- 3 事業者は、居宅サービス計画及び介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化、または利用者もしくはその家族等の要請により援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、利用者及びその家族と協議して居宅サービス計画及び介護計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど、必要な援助を行います。
- 6 事業者は、居宅サービス計画及び介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を

交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条（サービスの内容）

- 1 事業者は、介護計画書に基づき、利用者に対し、入浴・食事・排泄・レクリエーション等の介護、機能訓練、その他利用者に必要な日常生活上の世話を提供します。
- 2 事業者が提供するサービスの具体的内容については、「重要事項説明書」記載のとおりです。

第5条（協力義務及び注意義務等）

- 1 利用者は、小規模多機能型居宅介護サービス等の提供を受けるにあたり、可能な限り事業者
に協力するものとします。
- 2 利用者は居室及び共用施設を利用する際、重要事項説明書の定めるところに従い、利用上
の注意事項を守ることとします。
- 3 利用者は、事業所の建物・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損
もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払
うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事
業者との協議により、居室又は共用箇所、設備の利用方法等を決定するものとします。

第6条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は要介護認定の更新申請を代行します。また、利用者の介
護状態の変化に伴う申請を行います。

第7条（身体拘束の禁止）

事業者はサービス提供に当たり、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第8条（事故発生と再発の防止）

- 1 事業者は事故発生防止に関する指針を整備し、事故発生と再発の防止に努めます。
- 2 事業者は事故発生の防止のための委員会を設置し、事故発生の防止及び再発防止策を検討
します。また、事故発生防止のための委員会で検討された内容については、職員に周知する
とともに、必要に応じて利用者や関係機関への情報提供を行います。

- 3 事業者は事故の発生と再発の防止を目的に、定期的な職員研修の機会を設けます。
- 4 事業者は利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行いません。ただし事業者が故意、過失が無い場合この限りではありません。

第9条（緊急時の対応）

事業者は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変した場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医、協力医療関係、救急隊、家族に連絡を取る等必要な措置を講じるものとします。

第10条（感染症及び食中毒の予防）

- 1 事業者は感染症及び食中毒の予防及び感染防止のための指針を整備し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止に努めます。
- 2 事業者は感染症等対策の研修を職員に対して計画的に行います。
- 3 事業者は感染症を有する利用者に対しては医師等の指示に基づき「感染症対策マニュアル」に則り必要な処置を講じます。

第11条（非常災害対策）

- 1 事業者は火災その他の非常災害時における必要な設備を設けます。また非常災害時における関係機関への通報体制を整備します。
- 2 事業者は定期的に非常災害時に備えた訓練を利用者、関係機関及び地域住民とともに実施します。
- 3 事業者は職員に対し、非常災害時に関する研修を定期的に行い、周知徹底を図ります。

第12条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供の内容を記録します。
- 2 前項で事業者が作成するサービス提供記録は、サービス提供の日から5年間保存します。
- 3 利用者及びその家族は、事業者に対し、いつでも前項に定める記録の閲覧・複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第13条（個人情報保護）

- 1 事業者は業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

- 2 事業者は文書により利用者またはその家族の同意を得た場合には、市町村または居宅介護事業者との連絡調整、その他必要な範囲で同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第14条（苦情・相談の対応）

- 1 利用者またはその家族は、提供されたサービスに苦情・相談がある場合には、いつでも重要事項説明書に記載された窓口に応じることが出来ます。
- 2 事業者は、利用者またはその家族が前項に定める苦情・相談の申し立てを行った場合、これを理由として利用者またはその家族に対して、何ら差別的取扱いをしないものとします。
- 3 事業者は、利用者またはその家族から苦情・相談の申し立てがあった場合は、迅速・丁寧に対処し、サービスの向上・改善に努めるものとします。

第15条（損害賠償）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由によりご利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し事業者に故意、過失がなかった場合はこの限りではありません。
- 2 前項の場合、事業者が故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当として認められる場合には、損害賠償責任を減じることが出来るものとします。

第16条（他の事業所等との連携）

事業者は、サービスの提供にあたり、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

第17条（利用料金）

- 1 事業者が提供するサービスの利用料金は、別紙「重要事項説明書」に記載のとおりです。
- 2 利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいた利用料金から、介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分。通常は利用料金の1割）を事業者を支払うものとします。
ただし、利用者がまだ介護認定を受けていない場合等は、利用料金の全額を一旦支払うものとします。この場合、事業者は利用者に、サービス提供証明書を発行します。
- 3 重要事項説明書に記載の介護保険対象外サービス料は、利用者がその全額を事業者を支払うものとします。

- 4 事業者は、サービス提供期間及び介護保険対象サービスとその他のサービスの金額を記載した請求書を、利用月の翌月末までに利用者へ送付します。
- 5 利用者は、事業者に対し、重要事項説明書に記載するいずれかの方法で利用料金を支払うものとします。
- 6 事業者は、前項の支払を受けた後、領収証を利用者に対して発行します。

第18条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、法令等により介護給付費体系の変更があった場合には第16条に定める利用料金を変更することができるものとします。
- 2 経済情報の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、第16条第3項に定める利用料金について、変更を行う日の1ヶ月前までに利用者に対して説明をした上で当該サービス料金を変更することができるものとします。
- 3 利用者は、前項の変更に同意できない場合には、文書により通知することにより本契約を解約することができるものとします。

第19条（利用者からの中途解約）

利用者は、事業者に対して7日前までに申し出るにより、本契約を解約することができます。

第20条（利用者からの契約解除）

次の事由に該当した場合は、利用者は事業者へ文書で通知することにより即座に本契約を解約することができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しなかった場合
- ②事業者が守秘義務に反して個人情報情報を漏洩した場合
- ③利用者やその家族に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合

第21条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、以下の事項に該当する場合、利用者に対し1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
 - ①利用者が契約締結時に、その心身の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知等を行った場合
 - ②サービス料金の支払いが3ヶ月以上滞納し、相当期間定めた催告にも係わらずこれが支払われない場合
 - ③利用者またはその家族が、故意または重大な過失により事業者または従業員の生命・

財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、背信行為等により、本契約を継続し
難い重大な事情を生じさせた場合

④利用者の行動等が、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場
合

⑤利用者が故意に法令その他、本契約の条項に重大な違反をし改善の見込みがない場合

第22条（契約の終了）

次の事由に該当した場合は、本契約は終了されます。

①利用者の要介護（要支援）認定区分が、非該当（自立）となった場合

②利用者が死亡した場合

③やむを得ない事由により事業所を閉鎖又は縮小した場合

④第19条、20条、21条に基づき本契約が解約または、解除されたとき。

第23条（契約終了時の援助）

事業者は、利用者が契約終了する際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、
契約終了後の生活環境や介護の継続性に配慮し、利用者及びその家族に必要な援助を行
うものとします。

第24条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる
事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサー
ビスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。
ただし、介護保険の報酬については月単位の定額報酬であるため、サービスを実施した場
合は定額分を請求します。

第25条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項に関しては、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重
し、双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとします。

第26条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず紛争が生じたときは、事業所の本社所在地を管轄する裁判所
を第一審の管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

